

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

令和5年6月15日改訂

1 趣旨

工事写真の撮影については、撮影時に小黑板を掲示する人員の確保や重機との輻輳等の安全性確保に留意する必要がある、業務効率化を図る必要がある。

そのため、デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、写真管理の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

2 実施工事の取扱い

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合、受注者は、施工計画書提出時に監督員へ実施する旨を申し出、導入に必要な機器・ソフトウェア等について承諾を得ることとする。また、実施工事では、以下の3から5の全てを実施することとする。

3 必要な機器の導入

- (1) 導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する。）は、受注者にて調達する。調達する使用機器については、黑板に記載すべき項目（工事名、工種、測点、設計値、実測値等）の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。（使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jac.ic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照。ただし、使用機器の事例からの選定に限るものではない。）
- (2) 導入に必要な使用機器の選定は、受注者が選定するものとする。
- (3) 使用機器の導入に係る費用は、技術管理費（営繕工事の場合は現場管理費）の写真管理に要する費用に含まれるものとする。使用機器の導入に係る費用とは、小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

4 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、上記3の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。

ただし、実施工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

5 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、上記4に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以降、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。また、受注者は、納品時にURL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

6 小黑板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取扱いは、土木工事の施工管理基準及び規格値、土木工事施工管理の手引および佐伯市電子納品試行運用ガイドライン【工事編】（営繕工事の場合は営繕工事写真撮影要領）に準ずるが、小黑板情報の電子的記入については、前記で規定されている写真の編集には該当しない。